○農林水産省告示第千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那二八九三の三一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県日置市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　再生可能エネルギー発電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁字奥山一九二三の一九二三の四から一九二三の六まで、一九二三の八、一九二三の一一、字東山口二一九四の五、字尾崎二二一八（次の図に示す部分に限る。）、字岩戸二二八八の一・二二八八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八八の二から二二八八の五まで、字岩戸河内二三二八の一から二三二八の三まで、字向平二四二三の二（次の図に示す部分に限る。）、二四二三の三、二四二三の七、二四二三の八、字柿田二四三四、瑞穂町伊福甲字野田道一七一三の四、一七一三の五五から一七一三の五七まで、一七一三の六〇から一七一三の七四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十六号

設楽ダムの建設に関する基本計画（平成二十年国土交通省告示第千二百八十五号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十八年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

6(1)中「約2,070億円」を「約2,400億円」に改める。

7中「平成32年度」を「平成38年度」に改める。

○国土交通省告示第千七十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第四号の告示で定める船舶を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

国際競技団体又はその加盟競技団体が定める競技会（当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。）の実施に関する規程であって小型船舶を操縦する者の範囲及び小型船舶が航行する水域を限定する等の適切な安全対策が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される小型船舶

○国土交通省告示第千七十八号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第七号の規定に基づき、船舶安全法施行規則第二条第二項第七号の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法施行規則第二条第二項第七号の船舶を定める告示

船舶安全法施行規則第二条第二項第七号の告示で定める船舶は、国際競技団体又はその加盟競技団体が定める競技会（当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。）の実施に関する規程であって船舶ごとに管理責任者を選任する等の適切な管理のための措置が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される船舶とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千七十九号

小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条第六号の規定に基づき、小型船舶登録規則第二条第六号の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

小型船舶登録規則第二条第六号の船舶を定める告示

小型船舶登録規則第二条第六号の告示で定める船舶は、国際競技団体又はその加盟競技団体が定める競技会（当該競技会のために行われる練習を含む。以下同じ。）の実施に関する規程であって船舶ごとに管理責任者を選任する等の適切な管理のための措置が定められていると国土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従って使用される船舶とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、長野県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十八年九月一日付をもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

調査を行う者の名称	調査地域（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち左記図幅内の地域）	調査期間
長野県	時又、満島（長野県の区域に限る）	指定の日から平成二十九年三月三十一日まで

○環境省告示第九十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年九月二十日

環境大臣　山本　公一

一　十和田八幡平国立公園

公園事業の名称及び種類　路線、区域及び位置

網張温泉線道路（車道）　起点―岩手県岩手郡雫石町（長山・国立公園境界）　終点―岩手県岩手郡雫石町（網張集団施設地区）

焼走り線道路（歩道）　起点―岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）　終点―岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）